

叙勲受章・表彰受賞おめでとうございます

国または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々が荣誉に輝かれました。

令和6年秋の叙勲

瑞宝小綬章(厚生労働行政事務功勞)



千葉 信雄 さん
元国立医薬品食品衛生研究所総務部長

瑞宝双光章(教育功勞)



阿部 好三 さん
元公立小学校長

瑞宝双光章(地方自治功勞)



鈴木 勝 さん
元東京都目黒区副区長

第43回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章(消防功勞)



田中 和男 さん
元入間東部地区消防組合
消防司令長

瑞宝単光章(防衛功勞)



落合 信夫 さん
元3等陸尉

地方自治功勞



吉野 欽三 さん
元富士見市議会議員

保健衛生功勞



日鼻 靖 さん
元(一社)東入間医師会
副会長

県知事表彰

第56回シラコバト賞

彩の国コミュニティ協議会では、住みよい地域社会の実現のために、積極的な実践活動を続けている個人、団体の方にシラコバト賞を贈呈し、その活動と功績を顕彰しています。



佐藤 八重子 さん



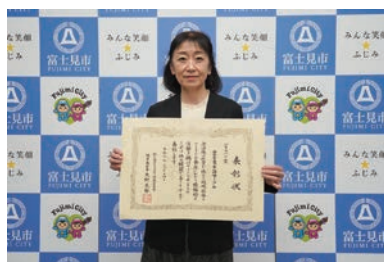
宮本 静枝 さん

青少年育成 埼玉県民会議表彰

青少年育成功勞賞



秋元 節子 さん



富士見手話サークル



NPO法人彩の国自然学校C'S

問 叙勲・県知事表彰：

秘書広報課 ☎049-256-9187

青少年育成埼玉県民会議表彰：

生涯学習課 ☎049-252-7138

シラコバト賞：

協働推進課 ☎049-252-7121

所得税の確定申告／市・県民税の申告

申告期間 **2月17日(月)～3月17日(月)**

関確定申告について：川越税務署 ☎049-235-9411 市・県民税の申告について：税務課 ☎049-252-7116

電子・郵送で申告

ご自身で申告書を作成できる方はご協力ください。

■ 所得税の確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax (電子申告) または郵送で申告できます。



【宛先】〒350-8666 川越市並木452-2 川越税務署

■ 市・県民税の申告

前年に市・県民税の申告書を提出した方には1月下旬に申告書を送付します。申告書に記入し、郵送で申告できます。

【宛先】〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所税務課市民税係

■ 簡単に申告書の作成から税額試算ができます

「市県民税申告書作成・税額試算システム」で申告書を作成できます(1月下旬から)。

作成した申告書は印刷して郵送または電子申請・届出サービスで送付できます。



※収入がなかった方でも、市・県民税をもとに算定される各種保険料や手当の申請などがある方は、市・県民税申告書の「収入がなかった方の記載欄」に記入し提出が必要です。

国税庁ホームページ「動画で見る確定申告」▶



申告会場で申告

川越税務署で申告

受付できる申告 **所得税の確定申告**

LINEでの事前発行または当日配付の **入場整理券** が必要です。 ※詳しくはP16をご覧ください。

市の申告会場で申告

受付できる申告 **市・県民税の申告、簡易な所得税の確定申告**

インターネットまたは往復はがきでの **事前予約** が必要です(当日不可・右ページ参照)。

- 申告以外は受け付けできません。
- 作成済みの申告書の提出のみは予約不要です(内容の確認はできません)。
- 収支内訳書や医療費控除の明細書などの代行作成はできません。

開設期間 ※土日祝を除く(3月9日(日)は受け付けます)。

場所	とき	
	期間	時間
市役所2階会議室	2/17(月)～26(水)	9:00～15:30
	3/ 9 (日)～17(月)	
鶴瀬西交流センター	2/27(木)・28(金)	
水谷公民館	3/ 3 (月)	
水谷東公民館	3/ 4 (火)	
ピアザ☆ふじみ	3/ 5 (水)	
みずほ台コミュニティセンター	3/ 6 (木)・7 (金)	

※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

！ **所得税の確定申告のうち、以下の申告は市の申告会場で受け付けできません**

- 配当所得の申告 ● 青色申告
- 雑損控除(災害関連など)の申告
- 住宅借入金等特別控除の申告
- 特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告
- 総合課税の譲渡所得の申告
- 土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引などの分離課税申告 ● 特定支出控除の申告
- 更正の請求、修正申告、過年分の申告
- 給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない場合の申告

そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は **川越税務署** で申告してください。

1月6日(月)～2月14日(金)の市役所開庁日は、市・県民税の申告のみ市役所税務課窓口で受け付けます(予約不要)。

市の申告会場の予約方法

インターネット予約

予約期間 **1月17日(金)午前9時～予約希望日の前日**

- 市ホームページから予約フォームを開く
- 必要事項を入力して送信

詳しくはこちら▶



スムーズかつ簡単に予約できます！

■ インターネット予約をお手伝いします

スマートフォンなどをお持ちでない方や、予約方法が分からない方向けに、インターネット予約のお手伝いをします。

※スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

【注意事項】

- 来場にあたっては予約不要です。
- 税の申告や相談はできません。
- 希望日時が埋まっている場合があります。

場所	期間	時間
市役所税務課(市役所開庁日のみ)	1/17(金)～3/14(金)	8:30～17:15 ※1/17(金)は9:00から
ピアザ☆ふじみ	1/20(月)	14:00～16:00
水谷公民館	1/21(火)	9:30～11:30
水谷東公民館	1/21(火)	14:00～16:00
鶴瀬西交流センター	1/22(水)	9:30～11:30
みずほ台コミュニティセンター	1/22(水)	14:00～16:00

※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

市の申告会場 持ち物簡易チェックリスト

- マイナンバー確認書類
マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど
- 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証など
- 令和6年中の収入が分かる書類
源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など
- 令和6年中の各種控除証明書・領収書
生命保険料、地震保険料、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金など

※予約した時間の10分前から入場できます。予約時間を過ぎた場合は受け付けできません。

※必要書類がそろっていない場合や、来場時に収支内訳書や医療費控除の明細書などが作成できていない場合は受け付けできません。

往復はがき予約(往復はがきは各自ご用意ください)

予約期間 **1月17日(金)～31日(金)(消印有効)**

- 往復はがきに必要事項(下図参照)を記入し、税務課市民税係宛てに送付
- 返信はがき(2月7日(金)送付予定)で予約日時を確認

※2月13日(木)までに届かない場合はご連絡ください。
※時間帯の指定、日程変更、キャンセルは原則できません。

往信(表)	354 8511	何もしないでください。	返信(裏)
往信(裏)	①郵便番号 ②住所 ③氏名	①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号(日中に連絡がとれる番号) ⑤第1～3希望日 ⑥家族分を申告する場合は申告件数	往信(裏)

【インターネット・往復はがき予約共通事項】

- 予約は申告書1件につき1枠です。家族分で複数申告する場合は、その件数分予約をお取りください(はがきの場合は件数を記載してください)。
- 予約状況の問合せは対応できません。

- 【往復はがきで予約した方】 返信はがき
- 【医療費控除を受ける方】 医療費控除の明細書
- 【障害者控除を受ける方】 障害者手帳または高齢者福祉課発行の障害者控除対象者認定書(P12参照)
- 【寄附金控除を受ける方】 寄附金の領収書、受領証明書(ふるさと納税など)
- 【勤労学生控除を受ける方】 学生証など
- 【予定納税をした方】 予定納税額が分かる書類
- 【お持ちの方】 利用者識別番号が分かる書類
確定申告のお知らせのはがき、ID・パスワード方式の届出完了通知、利用者識別番号などの通知

申告期間中のお願い

申告期間中、担当職員は申告会場で従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。確定申告に関する問合せは、川越税務署(☎049-235-9411)へお願いします。

収入がない方も申告が必要な場合があります

■ 国民健康保険加入者

世帯主および被保険者のうち、16歳以上(令和7年4月1日時点)の方は、所得がない場合や非課税所得(遺族年金・障害年金、雇用保険など)のみの場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと、所得が軽減基準に該当していても保険税が軽減されないほか、医療費の自己負担限度額の区分判定が正しく行えない場合があります。

※税法上の被扶養者は原則申告不要ですが、国民健康保険税申告書の提出が必要な場合があります。提出が必要な世帯には、6月上旬に申告書を送付します。



問 保険年金課 ☎049-252-7113

■ 後期高齢者医療被保険者

世帯主および被保険者は、所得がない場合や非課税年金のみを受給している場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと保険料の軽減が受けられません。また、同一世帯内に申告をしていない方がいると医療費(自己負担額)の正しい区分判定ができませんので、世帯全員の申告をしてください。

問 保険年金課 ☎049-252-7114



【共通事項】

- 令和6年中に納めた保険税(料)は申告の際、社会保険料控除の対象となります。
- 口座振替で納付された方には、1月末までに「納付済額のお知らせ」を送付します。

介護保険に関する令和6年分の税の所得控除

問 高齢者福祉課 ☎049-252-7107

■ 要介護認定者の障害者控除

確定申告書などに障害者控除対象者認定書を添付することで、以下の所得控除が受けられます。

対象の方には認定書を発行しますので、高齢者福祉課に申請してください。障害者手帳などをお持ちの方は、手帳の写しの添付で控除が受けられます。

対象 令和6年12月末現在で65歳以上の次のいずれかの方

- 要介護2または3の方…障害者控除
- 要介護4または5の方…特別障害者控除

■ 介護保険料の社会保険料控除

令和6年1～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象です。納めた保険料額を次の①～③で確認し、申告の際に提示してください。

① 年金天引きで納めた方の対象額

…令和6年分の年金の源泉徴収票の社会保険料額

※国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料の額が合算されている場合があります。

※本人以外が申告することはできません。

※非課税年金(遺族年金や障害年金)のみを受給している方は源泉徴収票が発行されません。

② 納付書で納めた方の対象額

…令和6年中に納めた合計額

③ 年金天引きと納付書の両方で納めた方の対象額

…上記①②の合計額

口座振替の方には、上記①②を含めて「納付済額のお知らせ」を送付します(1月中旬予定)。そのほかの方法で納めた方(非課税年金からの天引きのみの方を含む)で、証明が必要な方はご連絡ください。

■ 医療費控除

寝たきり状態などの方のおむつ代

下記のいずれかの書類を申告書に添付してください。

- かかりつけ医師が発行するおむつ使用証明書
- 高齢者福祉課発行の証明書(要介護認定期間分)

※令和6年分より申請1年目の方(次の全てに該当する場合)も②の発行ができます。

- 令和6年の要介護認定を含む複数の要介護認定の有効期間が合算して6か月以上あること
- 介護保険法に基づく主治医意見書により、おむつの使用の必要性が認められること

介護サービス自己負担額

令和6年1～12月に支払った介護サービスの自己負担額は、下表のとおり医療費控除の対象となりますので、確認し申告してください。

申告時は、高額介護サービス費や介護保険サービス利用者負担助成金など自己負担額に補てんされた額を差し引いてください。

	医療費控除の対象となる介護サービス	対象となる額
施設	特別養護老人ホーム	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計の1/2の額
	老人保健施設など	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
在宅	医療系介護サービス(訪問看護・訪問リハなど)	サービスの対価として支払った自己負担額

※福祉系介護サービス(通所介護、訪問介護(一部を除く)など)は、上記医療系介護サービスと併せて利用した場合のみ控除対象

▶医療費控除を受けるには、別途、医療費控除の明細書を申告時に提出する必要があります。

詳しくは
こちら▼



パブリックコメント(市民意見提出手続)



富士見市こども計画(案)

「子ども・子育て支援事業計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「子ども・若者計画」などを一体化したこどもに係る施策を総合的に推進するための計画(案)です。

閲覧・募集期間 1月20日(月)～2月19日(水)

提出先	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所子育て支援課 FAX049-251-1025
-----	--

☎子育て支援課 ☎049-257-6461

第4次富士見市美化推進計画(案)

「富士見市をきれいにする条例」の掲げる理念を実現するため、市民等・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するための計画(案)です。

閲覧・募集期間 1月15日(水)～2月14日(金)

提出先	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所環境課 FAX049-253-2700
-----	---

☎環境課 ☎049-252-7129

【共通事項】

意見の提出方法 記入用紙に記入し、Web・FAX・郵送・窓口で提出してください。

【計画(案)の閲覧と記入用紙の配布】

市ホームページ、市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館

【注意事項】

- 意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいた意見は、意見概要として要約することがあります。
- 計画(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。



町会長・副町会長の改選(任期満了)

町会長・副町会長の任期が3月31日(月)で満了し、改選となります。

☎協働推進課 ☎049-252-7121

■ 町会長・副町会長制度の概要

町会長・副町会長は各町会に1人ずつ、町会内の住民から推薦された方を市長が委嘱します。任期は2年です。

町会長・副町会長の主な役割

- 町会内住民からの市への要望などの取りまとめや連絡
- 市から市民への連絡や情報の伝達
- 町会内の円滑な運営のための連絡調整
- 市や公的機関の回覧文書などの取りまとめや配布
- 日本赤十字社社員増強運動(社資募集)や共同募金、社会福祉協議会会員会費の取りまとめなど
- 民生委員・児童委員、統計調査員、選挙事務協力員、母子保健推進員などの委員の推薦
- 防犯・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンの参加など

■ 推薦の方法

町会長・副町会長の推薦にあたっては、町会内の会議や、立候補者を募るなど、住民の総意が反映される方法により候補者を推薦していただきます。

各委員の任期満了に伴う改選

3月31日には次の各委員も任期が満了し、改選となります。各町会に各種委員の推薦を依頼しますので、ご協力をお願いします。

- 統計調査員 ☎総務課 ☎049-256-9766
- 選挙事務協力員 ☎選挙管理委員会 ☎221
- 交通安全母の会会員 ☎協働推進課 ☎257
- 環境施策推進市民会議推進員
☎環境課 ☎049-252-7129
- 母子保健推進員
☎子ども未来応援センター ☎049-252-3774

東京2025 デフリンピック 気運醸成イベント



聴こえとコミュニケーションに関する講演会

とき 1月11日(土)午後2時～4時(午後1時30分開場)
場所 鶴瀬西交流センター
 ※公共交通機関をご利用ください。
内容 講演と競技のデモンストレーション
定員 100人(無料、当日先着順)
講師 中西潤氏((一社)埼玉県聴覚障害者協会理事)
 小倉涼氏(第24回夏季デフリンピック金メダリスト(空手))
共催 市、三芳町 **協力** 富士見市社会福祉協議会
ほか 手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループあり
問 障がい福祉課
☎ 049-257-6114 **FAX** 049-251-1025

心のバリアフリー研修

とき 2月11日(祝)午前10時～正午 **場所** 市民総合体育館
対象 市内在住、在勤、在学の小学4年生以上の方
内容 デフバドミントン体験と講演
定員 30人(無料、定員超は抽選)
講師 日本デフバドミントン協会ナショナルチーム代表選手
ほか 手話通訳あり
申込 1月23日(木)までにWeb・FAX・郵送・窓口で
 (〒354-8511(所在地は記載不要)
 富士見市役所文化・スポーツ振興課)
問・申込先 文化・スポーツ振興課
☎ 049-252-7139 **FAX** 049-254-2000



市役所へ書類を取り次ぐ「取次窓口」

鶴瀬西交流センターで、市役所へ書類を取り次ぐ「取次窓口」を設置しています。お預かりした申請書類は、その日のうちに市役所担当課へ届けます(令和7年1月から毎月第4水曜に実施)。

実施日

1月22日(水)、2月26日(水)、3月26日(水)
 午前9時～正午、午後1時～3時

※「取次窓口」では申請書類の受け取りのみを行います。

申請に関することは、各担当課にご相談ください。

※証明書の発行や税金の納付はできません。

詳しくは
 こちら▶



問 市民課 ☎ 280

種別	担当課	主な取次書類
国民健康保険	保険年金課 ☎049-252-7112	人間ドック受診申込書、高額療養費支給申請書など
国民年金	保険年金課 ☎280318	国民年金被保険者関係届書(申出書)など
後期高齢者医療	保険年金課 ☎049-252-7114	人間ドック受診申込書、後期高齢者医療高額療養費支給申請書など
市税などの口座振替	収税課 ☎049-252-7118	市税・国民健康保険税の口座振替申込書など
介護保険	高齢者福祉課 ☎049-252-7107	介護保険(サービス利用者負担助成認定、要介護・要支援更新認定)申請書など
こども・ひとり親家庭等医療	子育て支援課 ☎049-252-7104	こども医療費支給申請書やひとり親家庭等医療費支給申請書など
重度心身障害者医療	障がい福祉課 ☎049-257-6114	重度心身障害者医療費請求書など
デマンド交通	都市計画課 ☎049-252-7128	デマンドタクシー利用登録申請書

■ マイナンバーカードの手続きも受け付けています(要予約)

初めてマイナンバーカードの申請または交付を受ける方は、「取次窓口」でも手続きができます。必要書類などは、予約時にご案内します。

とき 「取次窓口」実施日

※予約状況により午前または午後の実施となる場合があります。

場所 鶴瀬西交流センター

予約方法

実施日の2日前までに市民課へ電話で

問 市民課 ☎049-293-9007

申請手続き(これから申請する方)

職員が顔写真の撮影などを行い、マイナンバーカードの申請をサポートします。申請してから約1か月半後に、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します。

交付手続き(すでに申請済みの方)

取次窓口で本人確認をし、暗証番号を記載していただいた用紙をお預かりします。職員が市役所で暗証番号を設定し、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します(取次窓口当日にカードのお渡しはできません)。